

「NHKの子会社の在り方等」に関する論点整理に対する意見書

2001年10月31日

総務省情報通信政策局

放送政策課（長塩補佐、国定係長） 御中

broadcast@soumu.go.jp

連絡先郵便番号 106

住所 東京都港区六本木6-15-21

ハークス六本木ビル

国際大学グローバル・コミュニケーション・センター気付

氏名 林 紘一郎（はやし こういちろう）

電話 03 5411 6750

E-mail hayashi@glocom.ac.jp

1. インターネットの扱い

- (1) 総務省のこれまでの取り組みは、一貫して「放送」または「通信」サービスが主体で、「インターネット」サービスは付随的なもの、との理解に立っているように見えます。
- (2) しかし、現時点でも既に「インターネット」は「通信」に追いつき、追い抜き（あるいは包摂し）つつあるし、3年先を見通せば、「放送」に追いつき、追い抜く（あるいは包摂する）ことは確実だと思われれます。
- (3) しかも、こうした驚異的發展を促した条件の一つがアメリカにおける「コンピュータ調査」（実質的には「コンピュータ裁定」）以来、この分野を非規制（Unregulation）としてきたことにあったことは、別のパブリック・コメントで述べたとおりです（2000年9月14日付「IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策のあり方に関する意見」および同11月29日付の「IT競争政策特別部会第1次答申（草案）」に対する意見書）いずれも<http://www.glocom.ac.jp/users/hayashi/comments.html>で閲覧可）
- (4) なおここで Unregulation とは、参入・撤退・料金などの経済的規制を全く課さないことを言い、コンテンツについての規制を課さないことと同義ではないので、念のため申し添えます。
- (5) また Unregulation が可能であるほど、この分野の潜在市場は大きく NHK や NTT でも（さらには AOL でさえ）ドミナントにはなり得ない、と想定しています。

2. NHK の扱い

- (1) 総務省の検討は本来「インターネット時代の放送産業組織のあり方」として議論すべきであり、またそのように進捗していたものと理解しています。
- (2) ところが、今回の論点整理は、これとは全く違った要素である「特殊法人のあり方」に重点を置きすぎていると思われれます。
- (3) これでは電電公社民営化、NTT 分割問題を 20 年近くも引きずり、今日に到るまで抜本的な解決を得ぬまま時間を空費した結果として、NTT の財務体質を回復不能なまでに疲弊させてしまった誤りを繰り返す惧れが強い、と言わざるを得ません

- (4) さらにはコンテンツの制作・供給をドメインとする放送産業の場合には、財務体質の弱体化が、制作者のクリエイティビティに悪影響を及ぼすことも危惧されます。

3. 抜本策の検討が必要

- (1) 論点整理を読む限り、ここに収録された意見は「NHK 対民間放送」という「コップの中の嵐」の域を出ていないことが心配です。
- (2) 政府は e-Japan 計画として、2005 年までに世界一流のブロード・バンド・インターネットを普及させるとしています。これは何らかの革命的な制度転換なしには達成されないはずであり、今回の論点整理はその第一歩の役割を担うものと理解しています。
- (3) したがって必要なことは、既存事業者間の利害調整ではなく、インターネットとりわけブロードバンド・インターネットをいかに発展させ、その中で最大のコンテンツ供給元である放送事業者をいかに位置づけるか、ということだと思います。

4. 私の具体的提案

- (1) 放送政策全般を扱う、というこの研究会の趣旨からすれば、私自身は「NHK は民営化する」との前提で問題点を整理すべきと考えます。なぜなら私が電電公社(および民営化初期の NTT)で体験したように、特殊会社形態ではドッグ・イヤーで進む経営環境には対応できないからです。
〔注〕民営化の際は、受信料は廃止し、ペイテレビになるとの前提で考えれば良いと思います。
- (2) もし事務当局および研究会が、この抜本改革にはなおかなりの時間を要すると考えるのであれば、過渡期にあってNHKが、少なくとも子会社を通じてインターネット・ビジネスに進出することは、直ちに完全自由(Unregulation)とすべきです。
これにより、米国においても「インターネット時代においてもコンテンツの9割以上は放送事業者から供給されるはず」とされる、コンテンツ供給力を解き放つことが出来るでしょう。これに関する経済的な規制は、公正取引委員会を中心とした、事後的なもので十分と考えます。
- (3) 上記(2)はインターネット普及のための政策であり、コンテンツの制作・供給に直接関係しない子会社については、民営化が行なわれるまでの間、論点整理にあるような規制を課すことも、競争法的視点から、やむを得ない場合もあるかと考えます。

5. 再度「インターネットの扱い」について

繰り返しになりますが、本問題は「NHKの子会社問題」ではありません。「ブロードバンド・インターネットを開花させるには何が必要か」という問題です。目先の利害関係にとらわれて「角を矯めて牛を殺す」ことのないようにお願いします。

(以上)